

- 1 Xは、全国チェーンのコンビニエンスストア「もみじ」東千田店の店長である。
- 2 2021年11月某日の朝、Aが走って「もみじ」東千田店内に入って来るや否や、おかずコーナーにあるマグロの刺身のパックをおもむろに開けて、刺身を店内で食べたうえ、飲料コーナーから豆乳を手にとって店の外に逃げて行った。Xは急いで追いかけるも間に合わず、諦めて店に戻った。
- 3 同日昼頃、その前日に同店で買い物をしたBが、怒った様子で店に入って来て、Xにレシートを見せながら「昨日、ビールとつまみを買ったときのお釣りが100円足りなかった。どうしてくれるんじゃ！」と怒鳴って来た。昨日、Xがレジ締め（店舗の一日の売上を集計し、伝票上の売上とレジ内にある現金やクレジット伝票などの集計が一致するかを確認する作業）をしたときには間違いはなかったが、この場を収めようとの思いから、Xは自分のポケットマネーから100円を取り出し、Bに手渡した。しかし、Bはそれでは納得せず、「誠意を見せろ。土下座して謝れ！」と言ってきたので、Xは悔しくて仕方がなかったが、土下座して「申し訳ありませんでした。」と謝罪した。
- 4 同日夕方頃、Cが走って店内に入って来るや否や、レジ横のおでん鍋の卵を右手人差し指で計21回つつき、Cはその様子を自分で動画撮影していた様子だった。Xはあっけにとられてしまい、「何をしていますか！」と注意するのが精いっぱいだった。Cはその後、笑いながら店を出て行った。その後、すぐにCは「もみじ東千田店で、おでんツツンしてみた」とのタイトルの動画をSNSにアップロードした。この動画はすぐに拡散し、「大炎上」した。
- 5 同日夜になり、深夜勤務のアルバイト店員Dが出勤してきたので、Xは休憩室で仮眠を取ることにした。Dは、常日頃からアルバイトの給料が安いことに不満を持っており、店番が自分一人であることをいいことに、レジスターの中にあった現金1万円を自身のポケットへとしまった。また、Dはそれだけでは気持ちが収まらず、Xの通勤用の車のフロントガラスに飲料コーナーにあった豆乳をぶちまけた。
- 6 SNSに詳しいXの知人が心配して店に訪ねて来てくれ、Xはその知人から、SNS上で、Xが誹謗中傷を受けていることを知らされた。特にEの投稿は酷く、Eは「もみじ東千田店X」とXを名指しのうえで、「無能」「クズ」「やめろ」などとSNSの誰でも見ることが出来るページに投稿していたほか、「Xは店員Yと不倫している」という全く根も葉もない話を投稿し、これらが拡散されていた。知人がSNSの削除要請を手伝ってくれることになった。
- 7 Xは、2021年12月下旬、最寄りの警察署に、店の防犯カメラ映像やSNSに投稿された動画やコメントのスクリーンショットとともに被害届を提出した。

(参照条文：刑法)

(強要)

第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

(名誉毀損)

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀き損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(侮辱)

第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第 234 条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(窃盗)

第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐欺)

第 246 条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

(恐喝)

第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

(業務上横領)

第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(器物損壊等)

第 261 条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。